

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 22 環境衛生

##### [環境衛生監視指導]

理容業,美容業,クリーニング業,旅館業,飲食店営業等の環境衛生営業施設については,各個別法令においてそれぞれ公衆衛生上遵守すべき一定の基準が定められており,営業の許可,立ち入り検査等を行うために,保健所等に環境衛生監視員,食品衛生監視員が配置されている。

##### [理容師,集客師,クリーニング師]

理容師,美容師,クリーニング師については,免許資格制度を設けており,理容師,美容師の養成施設は厚生大臣が指定している。

##### [建築物衛生]

経済の発展,建築技術の進歩等により,空調等室内環境の人工的調整を前提とする構造の大規模な高層の建築物が多く出現するようになってきた。また,これに伴い,こうした建築物内で1日の大半を過ごす人々も増加し,国民の生活環境に占める建築物の室内環境の比重も大きなものとなってきた。

このような事情を背景として,「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によって,多数の人が使用,利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項が定められ,こうした建築物における衛生的環境の確保がとられている。

#### 理容師・美容師・クリーニング師の免許件数及び従業者数の年次推移

理容師・美容師・クリーニング師の免許件数及び従業者数の年次推移  
(免許件数：年間，従業者数：各年末現在)

	昭和63年	平成元	2
免許件数			
理容師	5,694	5,536	5,103
美容師	17,030	17,077	15,305
クリーニング師	1,338	1,563	1,555
従業者数			
理容師	250,993	251,298	252,241
美容師	312,708	314,175	316,406
クリーニング師	76,157	73,678	73,220

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

#### 環境衛生関係営業施設数の年次推移

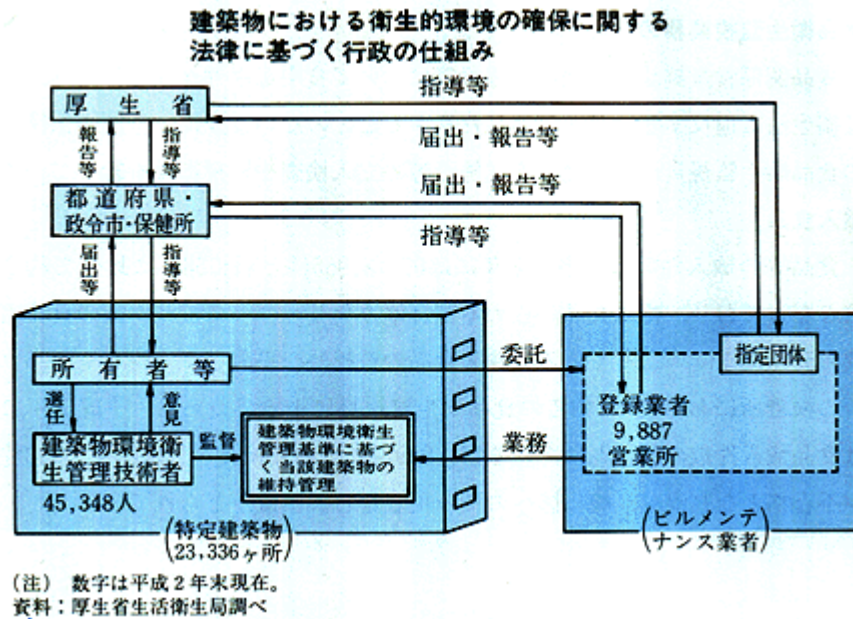
環境衛生関係営業施設数の年次推移

(各年末現在)

	昭和63年	平成元	2
総数	626,018	627,092	625,520
興行場	4,536	4,506	4,478
映画館	2,310	2,220	2,128
スポーツ施設	318	324	327
その他の興行場	1,908	1,962	2,023
旅館営業	112,918	112,071	110,710
ホテル営業	4,563	4,970	5,374
客室数	342,695	369,011	397,346
旅館営業	78,129	77,269	75,952
客室数	1,026,107	1,024,287	1,014,765
簡易宿所営業	27,405	27,104	26,818
下宿営業	2,821	2,728	2,566
企業浴場	24,674	24,755	24,750
一般	12,625	12,228	11,725
その他	12,049	12,527	13,025
理容所	144,606	144,522	144,214
美容所	183,785	185,452	186,506
クリーニング営業	155,499	155,786	154,862
一般クリーニング所	55,573	53,980	53,477
取次所	99,926	101,806	101,385

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく行政の仕組み



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 23 食品保健行政

##### [規格基準の改定]

公衆衛生上の観点から、食品、食品添加物等についての成分規格、製造基準、保存基準及び使用されている食品添加物、製造年月日等についての表示基準等が定められており、これらの規格基準に違反する食品、食品添加物等の販売等は禁止されている。また、化学的合成品たる食品添加物は指定制となっており、指定されていない食品添加物及びこれを含む食品等の販売等は禁止されている。

##### [食品関係営業の規制]

飲食店営業等の公衆衛生に与える影響が著しい営業については許可制とされており、営業の種類に応じた施設基準が設けられているほか、食品関係営業者一般に管理運営基準の遵守が義務付けられている。食中毒事件の発生等衛生上の観点から問題のある営業者に対しては営業停止等の行政処分を行えることとなっている。

##### [食品衛生監視業務の実施]

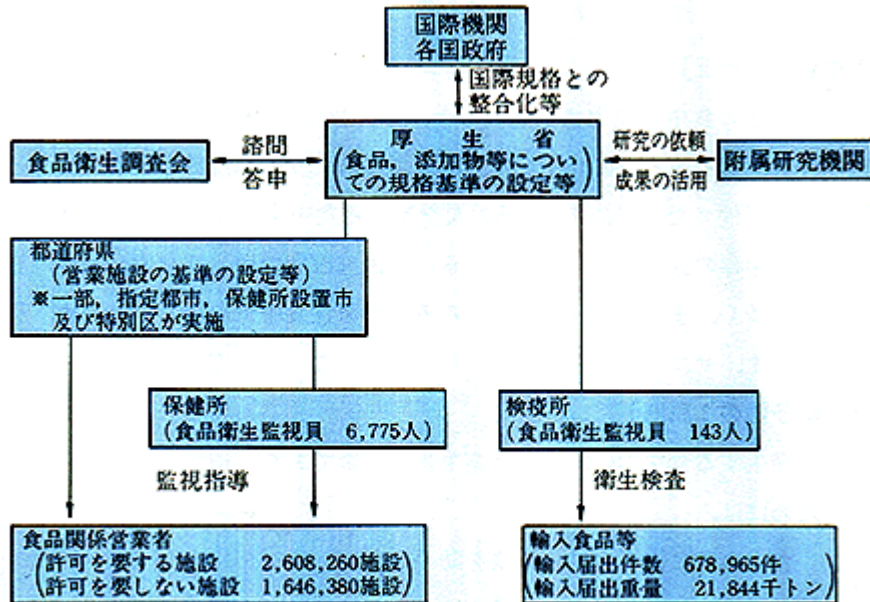
食品関係営業施設や集団給食施設等において食中毒事件が発生したり、食品衛生法に違反する食品が流通したりすることのないように、全国の保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設等の立入検査や監視指導を行っている。

##### [輸入食品]

食品等の輸入件数は、平成2年には67万8,965件と昭和58年に比べて約2倍となっており、輸入食品の占める割合はカロリーベースで我が国の食料需要の53%にまでいたっている。輸入食品の監視は、平成3年末現在全国26カ所の検疫所において、143名の食品衛生監視員によって行われ、平成2年には食品輸入件数の23.3%にあたる157,989件について検査をした結果、993件が不合格となり廃棄、輸出国への積み戻しなどの措置がとられている。

#### 食品保健行政の概要

食品保健行政の概要



(注) 数値は平成2年末現在。ただし、検査所の食品衛生監視員数は平成3年末現在、輸入届出件数及び輸入届出重量は平成2年のもの。  
資料：厚生省生活衛生局調べ

輸入食品届出件数及び検査件数等の年次推移

輸入食品届出件数及び検査件数等の年次推移

年次	届出件数 (件)	対前年比 (%)	輸入重量 (千トン)	検査総数 (件)	違反件数 (件)
昭和58年	334,829	104.8	21,924	38,046	469
59	364,227	108.8	22,465	43,142	444
60	384,728	105.6	22,665	45,862	308
61	477,016	124.0	22,284	68,184	558
62	550,568	115.4	22,055	86,479	572
63	655,806	119.1	21,924	131,173	1,000
平成元	682,182	104.0	21,866	157,948	956
2	678,965	99.5	21,844	157,989	993

(注) 輸入重量については、計画輸入分(61年6,473.1千トン、62年8,639.0千トン、63年6,490.1千トン、元年6,370.7千トン)を含む数値。  
資料：厚生省生活衛生局調べ

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 24 食中毒対策

---

##### [食中毒発生状況]

平成2年の食中毒発生状況をみると、事件数は926件、患者数は37,561人と事件数、患者数ともに昨年なみで、1事件当たりの患者数も40人台であったが、1事件当たりの患者数が500人を超える食中毒事件は8件を数え、引き続き食中毒の大型化傾向がみられる。原因施設別では、飲食店、家庭、旅館の順に多く、また、病因物質別にみると細菌性食中毒が約8割を占め、腸炎ビブリオ、サルモネラ菌、ブドウ球菌の順となっている。

##### [食中毒予防の3原則]

年間発生する食中毒の約8割は細菌性食中毒であり、細菌性食中毒を予防するためには、

- 1) 食中毒菌による食品の汚染を防ぐこと
- 2) 食中毒菌の食品中での増殖を防ぐこと
- 3) 食品中の食中毒菌を死滅させること

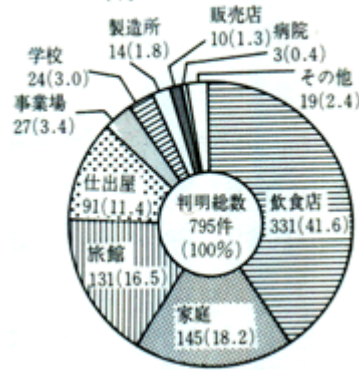
以上の3つの原則が基本となる。

##### [監視指導・啓発活動]

食中毒の多発する高温多湿の夏期及び正月、クリスマス用食品が短期間に大量かつ広域に流通し食品の取扱いがおろそかになりがちな年末には、食中毒の発生を未然に防止するために、全国の食品衛生監視員を動員し、食品関係営業施設に立ち入りし、食品の衛生的取扱い等について監視指導を行うとともに、必要に応じて食品の収去検査を実施して、不良食品の発見、排除に努めている。また、夏期には食品衛生週間を設け、営業者及び消費者に対し食品衛生に関する知識の普及等の啓発活動を実施し、食品衛生の向上に努めている。

#### 原因施設別事件数

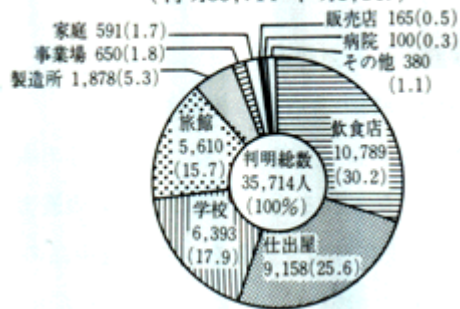
原因施設別事件数  
(判明795 不明131)



原因施設別患者数

原因施設別患者数

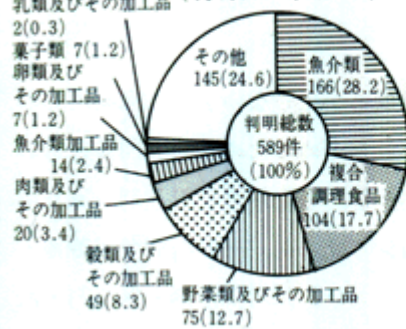
(判明35,714 不明1,847)



原因食品別事件数

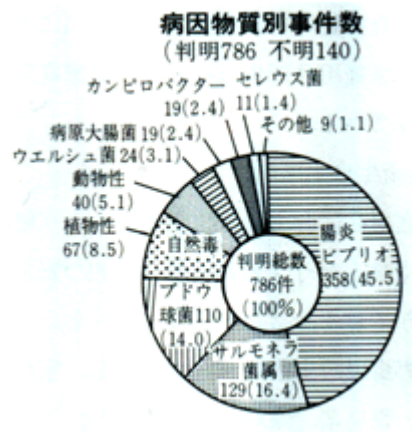
原因食品別事件数

(判明589 不明337)



資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」(平成2年)

病因物質別事件数



### 食中毒の発生状況の推移

食中毒の発生状況の推移

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの患者数	り患率 (人口10万対)
昭和50年	1,783件	45,277人	52人	25.4人	40.4
55	1,001	32,737	23	32.7	28.0
60	1,177	44,102	12	37.5	36.4
61	899	35,556	7	39.6	29.2
62	840	25,368	5	30.2	20.7
63	724	41,439	8	57.2	33.7
平成元	927	36,479	10	39.4	29.6
2	926	37,561	5	40.6	30.4

資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」



---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 25 生活化学安全対策

---

##### [家庭用品安全対策]

(有害物質の含有量等規制基準)

家庭用品(上着,下着,くつ下等の繊維製品,洗浄剤,エアゾール製品など)に含まれる化学物質による健康被害を防ぐため,

- 1) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく有害物質の指定
- 2) 有害物質を含有する家庭用品について,含有量等の規制基準の設定
- 3) 家庭用品衛生監視員による家庭用品の検査,監視,指導

を行っている。

(安全衛生自主基準)

家庭用品に含まれる化学物質により健康被害が生じないように,家庭用品の製造や輸入を行う事業者の自主的な安全対策を進めるため,業界団体を指導してきており,これまでにウェットワイパー類,家庭用カビ取り剤,家庭用不快害虫用殺虫剤,家庭用洗浄剤,家庭用シミ抜き剤,一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤,家庭用カビ防止剤,コンタクトレンズ用洗浄剤・保存剤・洗浄保存剤等についての安全衛生自主基準が作られている。

##### [化学物質安全対策]

化学物質による環境汚染を防ぐため,新たに製造・輸入される化学物質の事前届出や既に製造・輸入されている化学物質の安全性の点検により,

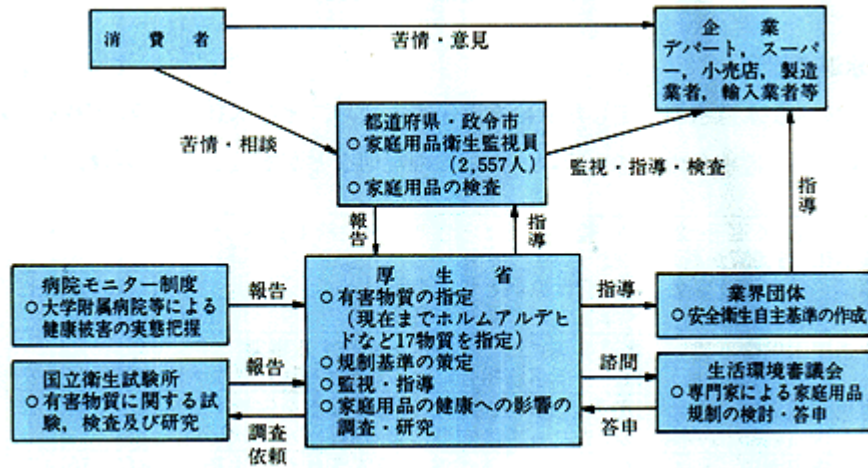
- 1) 環境中で微生物等により分解されやすいかどうか
- 2) 魚介類の体内に蓄積されやすいかどうか
- 3) 継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれがあるかどうか

を判定し,必要に応じて第1種特定化学物質等に指定し,製造,輸入,使用等の規制を行っている。

家庭用品安全対策行政の仕組み



家庭用品安全対策行政の仕組み



(注) 家庭用品衛生監視員の数、有害物質の指定数は平成2年末現在。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」による科学物質の区分

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」による化学物質の区分

化学物質の区分		第一種特定化学物質	第二種特定化学物質	指定化学物質
指定要件	自然的作用による分解性	難分解性	難分解性	難分解性
	生物の体内への蓄積性	高蓄積性	低蓄積性	低蓄積性
	継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれ	あり	あり	疑いあり
	相当広範な環境汚染		あり又はその見込み	
規制内容		製造、輸入使用の原則禁止等	製造、輸入予定数量の届出、必要に応じ数量制限等	製造、輸入の実績数量届出、必要に応じ毒性調査の指示等
指定の例		PCB(トランス等に使用された)、TBTO(漁網等に使用された)等9物質	トリクロロエチレン(溶剤等に使用)、トリブチルスズ化合物(船底塗料等に使用)等23物質	クロロホルム(溶剤等に使用)等79物質

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 26 水道行政の概要

##### [水道の種類]

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

##### 水道の種類

水道事業	上水道事業 (1,957か所)	・一般の需要に応じて水を供給する事業 ・経営は原則として市町村 ・厚生大臣の認可が必要	給水人口5,001人以上
	簡易水道事業 (10,670か所)		給水人口101人以上 5,000人以下
水道用水供給事業 (100か所)		水道事業に対して浄水を卸売する事業 県、一部事務組合による経営が多い。厚生大臣の認可が必要	
専用水道 (4,252か所)		101人以上の人の居住に必要な水を供給する自家用水道等設置に当たっては知事による設計の確認が必要	
簡易専用水道 (124,467か所)		ビル、マンション等に設置された受水槽(有効容量10㎡以上)を有する水道で水道事業のみから水の供給を受けるもの	

(注) か所数は平成元年度末現在。  
資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

##### [水道の質的向上]

いつでもどこでも安全でおいしい水を供給できるよう、次の3つの側面から施策を具体化し、21世紀に向けた「高水準の水道」をつくっていく。

##### 1) すべての国民が利用可能な水道

全国どこでも水道が利用できるよう、水道普及率の低い農山漁村部や地下水汚染地域を中心に水道を普及促進する。

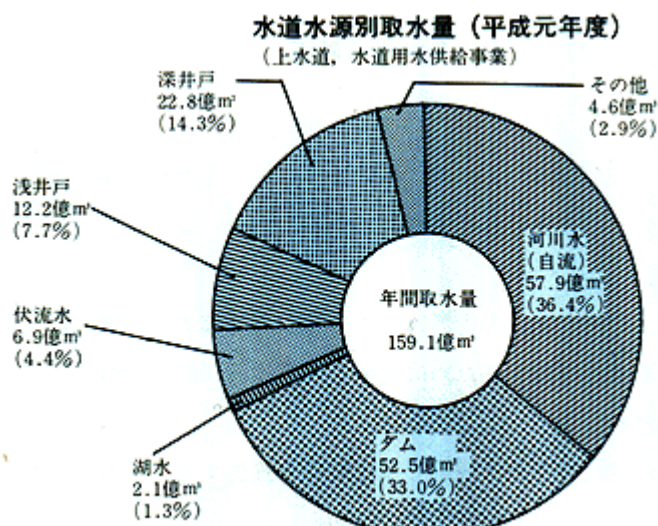
##### 2) 安全性の高い水道

必要な水道水源の確保により適切な水需給バランスを確保するとともに、渇水や地震等の災害に強い水道施設を整備する。

##### 3) 安全な水道

国民がいつでも不安を抱くことなく、安心して水道を利用できるよう、水道の水質確保のための施策を進める。

### 水道水源別取水量(平成元年度)



資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

### 水道普及率の推移

水道普及率の推移

(各年度末)

年次	総人口(A) (千人)	給水人口(B) (千人)	普及率(B)/(A) (%)
昭和35年度	93,419	49,915	53.4
40	98,275	68,242	69.4
45	103,720	83,754	80.8
50	112,279	98,397	87.6
55	116,860	106,914	91.5
60	121,005	112,866	93.3
63	122,817	115,637	94.2
平成元	123,281	116,379	94.4

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

### 上水道における給水量の推移

上水道における給水量の推移

	昭和45年	50	55	60	63	平成元
総人口(千人)	103,720	112,279	116,860	121,005	122,817	123,281
給水人口(千人)	72,361	88,065	97,620	104,135	107,285	108,201
1日平均給水量(千m³)	25,391	32,871	35,623	39,498	41,061	42,269
1人1日平均給水量(l)	351	372	361	376	379	387
1日最大給水量(千m³)	32,644	42,211	45,500	50,193	50,288	51,704
1人1日最大給水量(l)	451	480	461	477	464	474

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 27 ふれっしゅ水道計画

---

#### [7つの長期目標]

いつでもどこでも安全でおいしい水が飲めるようにするため、ふれっしゅ水道計画では以下の7つの長期目標を掲げている。

---

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 27 ふれっしゅ水道計画

##### (1) 水道水源の開発

---

給水人口の増加,生活水準の向上等により今後なお増加する水需要に対応し,現状の不安定取水(注)を解消するために必要な水道水源の開発を行う。

---

(注) 不安定取水:河川水が豊富なときだけ可能な取水のことをいう。

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 27 ふれっしゅ水道計画

#### (2) 上水道施設の整備

---

安定した水道水の供給のため広域的な水道整備を推進するとともに給水区域の拡張,水需要の増加に伴う施設の増設を図る。

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 27 ふれっしゅ水道計画

#### (3) 簡易水道施設等の整備

---

水道普及率の比較的低い農山漁村部で整備を進める。また,上水道施設の整備と併せて全国水道普及率99%を達成する。

---



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 27 ふれっしゅ水道計画

#### (4) 老朽施設の更新及び基幹施設の耐震化

---

老朽管路,浄水施設等の水道施設の更新を計画的に推進する。また,基幹施設の耐震化により,水道システム全体としての安定性を高める。

---

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 27 ふれっしゅ水道計画

#### (5) 緊急時給水拠点の確保

---

配水池容量として計画1日最大給水量の12時間分を確保するよう配水池を増設するなど大規模な災害発生時における給水拠点の機能を確保する。

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 27 ふれっしゅ水道計画

#### (6) 高度浄水施設の整備

---

活性炭処理等の高度浄水施設の整備を図り,年間約1千万人に及ぶ異臭味被害を解消し,安全でおいしい水の供給を実現する。

---

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

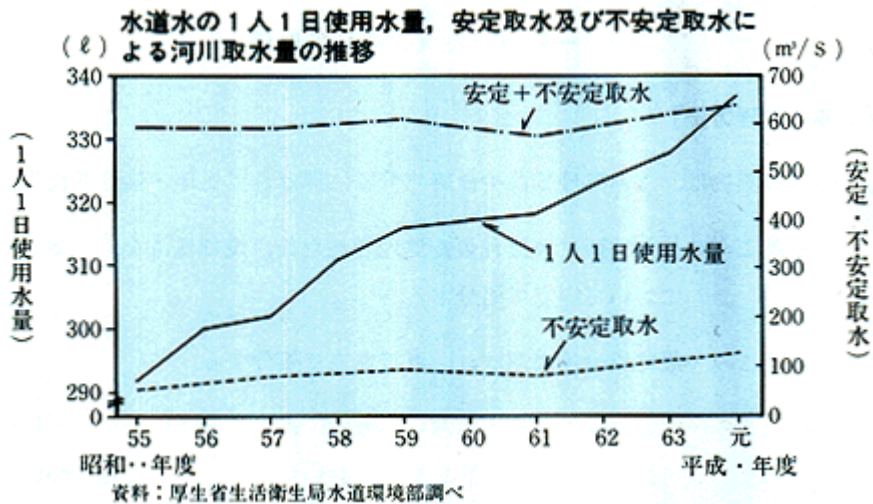
IV 生活環境

27 ふれっしゅ水道計画

(7) 直結給水対象の拡大

3階建ての建築物ないし5階建ての建築物までへの直結給水を長期的視点から推進することとし、このために必要な施設整備を行う。

水道水の1人1日使用水量,安定取水及び不安定取水による河川取水量の推移



排水池容量の諸外国との比較

配水池容量の諸外国との比較 (昭和60年)

都市名	国名	1日最大給水量に対する配水池容量
シドニー	オーストラリア	3.4日分
メルボルン	オーストラリア	2.4
ウィーン	オーストリア	3.4
モントリオール	カナダ	0.77
ブリュッセル	ベルギー	1.45
ハンブルグ	ドイツ	0.68
ヨークシャー	イギリス	2.5
サンフランシスコ	アメリカ	4.0
ボストン	アメリカ	0.92
	日本	0.33

資料：財団法人日本水道協会調べ

水道の異臭味被害状況調査結果

水道の異臭味被害状況調査結果

昭和60年度		61		62		63		平成元	
被害事業 体数	被害人口 千人	被害事業 体数	被害人口 千人	被害事業 体数	被害人口 千人	被害事業 体数	被害人口 千人	被害事業 体数	被害人口 千人
82(9)	13,434	73(9)	14,519	93(16)	13,875	89(15)	13,632	84(11)	17,538

(注) 1. 被害事業体数には原水のみ異臭味被害を生じたものを含む。  
 2. 被害人口は、1日以上浄水の異臭味による被害を受けた人口である。  
 3. ( )内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で表したものである。

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

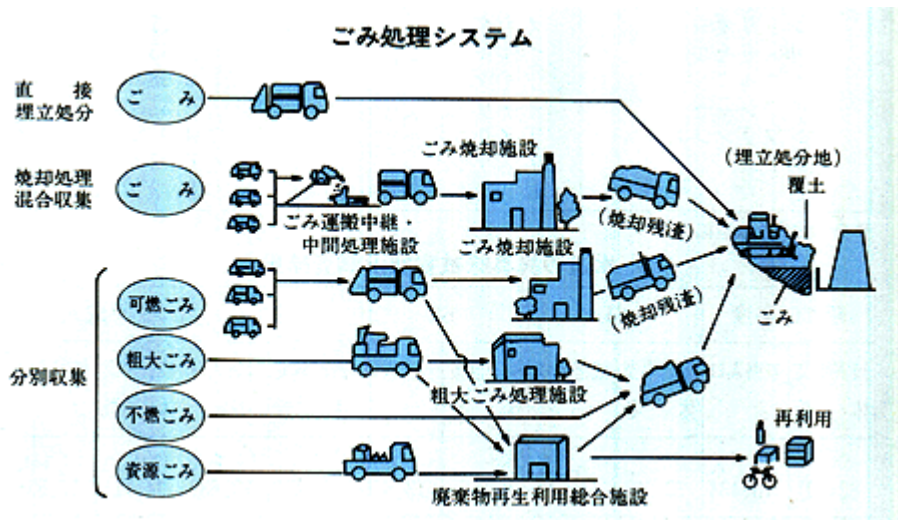
#### 28 一般廃棄物(ごみ)の処理

##### [ごみの処理方法]

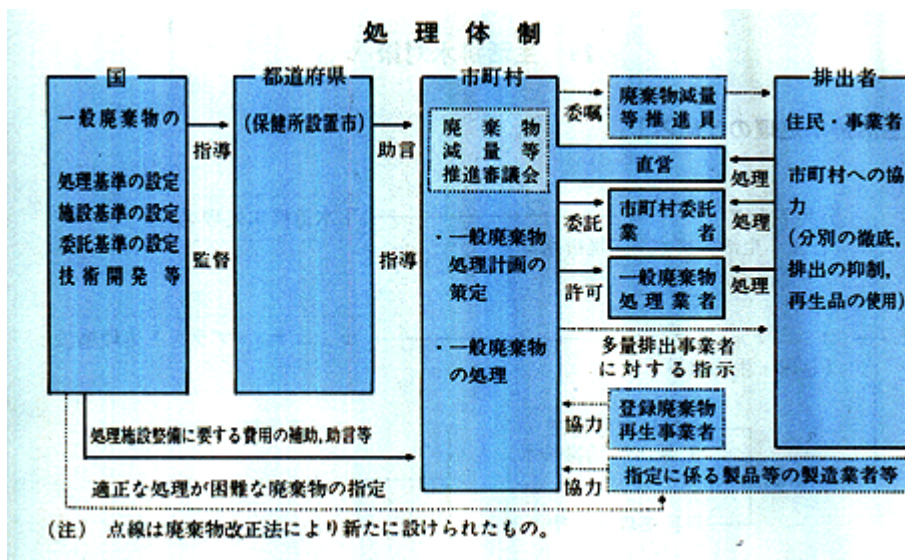
一般廃棄物は、ごみ処理施設や最終処分場に運ばれて処理・処分される。

- 可燃ごみ…焼却施設に運ばれ焼却処理された後、焼却残渣を最終処分場において埋立て処分する。
- 不燃ごみ…最終処分場に運ばれ、直接埋立て処分する。
- 粗大ごみ…粗大ごみ処理施設において破碎、選別、資源化等を行った後、可燃物については焼却施設において焼却し、不燃物については最終処分場において埋立て処分する。
- 資源ごみ…廃棄物再生利用総合施設をはじめとする再生処理施設で再生が行われる。

##### ごみ処理システム



##### 処理体制



### ごみ処理の推移(全国)

ごみ処理の推移 (全国)

項目		昭和61年度		62		63		平成元	
①	総人口(千人)	122,000		122,185		122,648		123,137	
②	計画処理(千人)	121,801		122,025		122,515		122,954	
③	区域人口	99,419		104,273		108,830		113,977	
④	収集量(t/日)	99,419		104,273		108,830		113,977	
⑤	直接搬入量(t/日)	18,274		18,489		19,784		19,327	
⑥	自家処理量(t/日)	4,905		4,194		3,967		3,608	
⑦	ごみ排出総量(t/日)	122,599		126,956		132,582		136,912	
⑧	1人当たりごみ排出総量(g/人・日)	1,007		1,040		1,082		1,114	
中間処理量	焼却(t/日)	84,548	71.9	89,116	72.6	93,552	72.8	98,424	73.9
	埋立(t/日)	29,008	24.6	28,773	23.4	29,613	23.0	28,772	21.6
	高速堆肥化(t/日)	154	0.1	131	0.1	153	0.1	157	0.1
	堆肥化・飼料(t/日)	9	0.0	13	0.0	12	0.0	12	0.0
	その他(t/日)	3,974	3.4	4,730	3.9	5,285	4.1	5,780	4.3
	計(t/日)	117,693	100.0	122,762	100.0	128,615	100.0	133,145	100.0

(注) 1. ⑥=③+④+⑤, ⑦=⑥+②  
 2. 単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。  
 3. 総人口は一部市町村の外国人口が含まれている。  
 資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

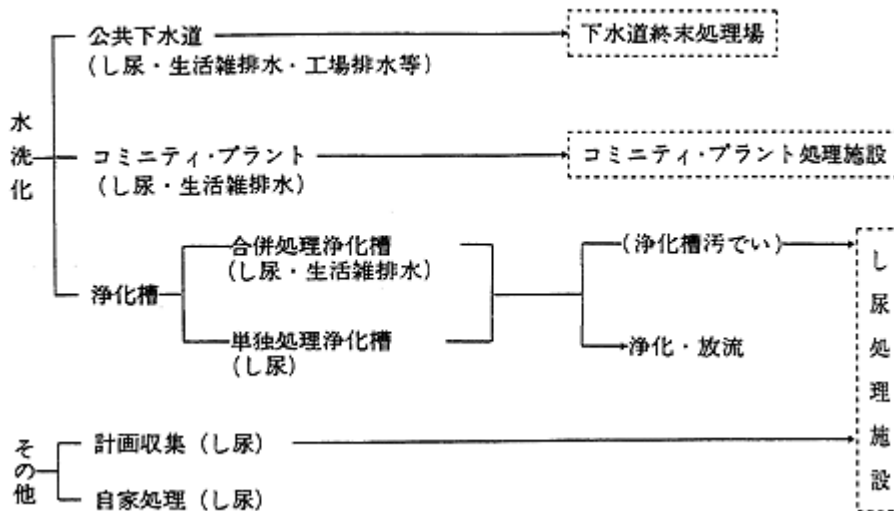
IV 生活環境

29 生活排水対策

[生活廃水処理の仕組み]

生活廃水処理の仕組み

[生活排水処理の仕組み]



[合併処理浄化槽設置整備事業]

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価でかつ簡単に設置できる上、放流水の水質もよいことから、生活排水対策を推進する上で有効な手段であるので、昭和62年度から合併処理浄化槽に対する国庫補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)を創設し、その普及を積極的に図っている。

合併処理浄化槽設置整備事業実施市町村数の推移

合併処理浄化槽設置整備事業実施市町村数の推移

	昭和62年度	63	平成元	2	3
国庫補助金予算額(億円)	1	5	21	32	50
事業実施市町村数	55(57)	211(214)	480(484)	769(774)	1,119(1,127)

(注) 1. ( ) は、他省庁計上分を含んだ数。  
 2. 平成3年度の事業実施市町村数は、二次内示によるもの。  
 資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

## し尿処理の推移(全国)

し尿処理の推移(全国)

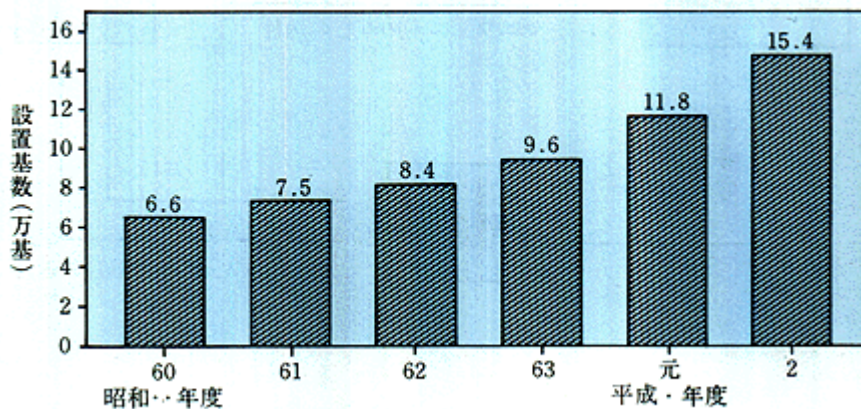
項目		昭和61年度	62	63	平成元	
総人口(千人)		122,000	122,185	122,648	123,137	
計画処理区域内人口(千人)		121,868	122,083	122,592	123,066	
水洗化人口	公共下水道(千人)	37,701	39,801	42,508	44,851	
	浄化槽(千人)	33,083	33,536	33,292	33,765(8,675)	
	計(千人)	70,783	73,337	75,800	78,616	
非水洗化人口(千人)		51,085	48,745	46,792	44,450	
計画処理区域内のくみ取りし尿総量(kl/日)		104,531	102,831	102,767	101,024	100.0
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
くみ取りし尿の内訳(kl/日)	計画し尿処理施設	80,480	80,776	81,963	81,917	81.1
	下水道マンホール等投入	4,738	4,249	4,260	3,843	3.8
	農村還元等	1,809	1,529	1,442	1,268	1.3
	海洋投入	10,048	9,688	9,240	8,722	8.6
	計	97,076	96,242	96,905	95,749	94.8
自家処理量		7,455	6,589	5,862	5,276	5.2

- (注) 1. くみ取りし尿総量＝くみ取りし尿量＋浄化槽汚でい等  
 2. 単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。  
 3. 総人口は一部市町村の外国人口が含まれている。  
 4. 平成元年度浄化槽人口欄の( )の数字は、合併処理人口(合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント人口)である。

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

## 合併処理浄化槽設置基数の推移

合併処理浄化槽設置基数の推移



(注) 昭和62年度から、合併処理浄化槽に対する国庫補助を実施している。

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 30 産集廃棄物の処理

##### [産業廃棄物の現状]

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、汚でい・廃油・廃酸等法令で定める19種類の廃棄物をいう。

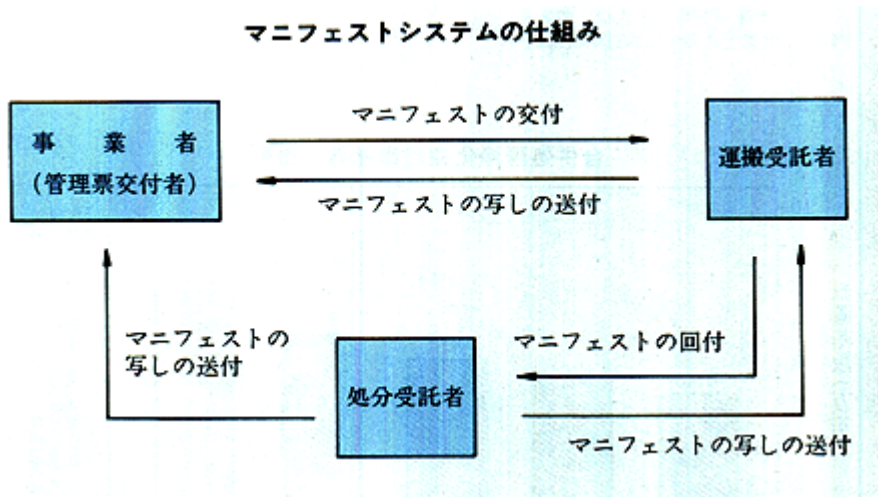
昭和60年度の産業廃棄物の排出量は約3億1千万トンで、汚でい・家畜ふん尿・建設廃材・鉍さいの4種類で全排出量の約85%を占めている。

##### [マニフェストシステム(積荷目録制)]

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握し、また産業廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達するための手段として、マニフェストシステムが注目されている。

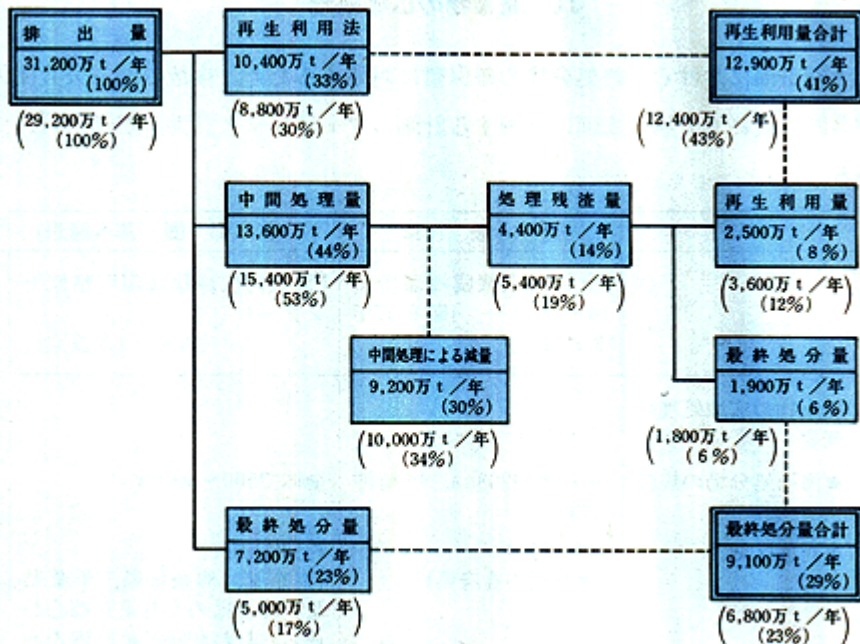
廃棄物処理法の改正法において、特別管理産業廃棄物について、マニフェストシステムを義務付けるとともに、その他の産業廃棄物についても行政指導を通じて普及定着を目指している。

#### マニフェストシステムの仕組み



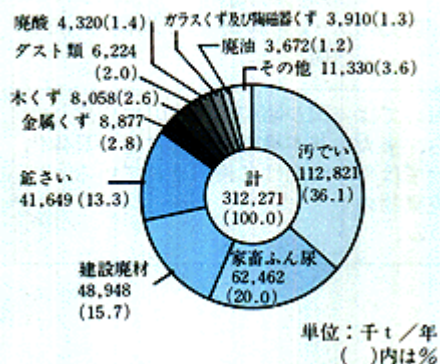
#### 産業廃棄物の処理の流れ

産業廃棄物の処理の流れ (昭和60年度)



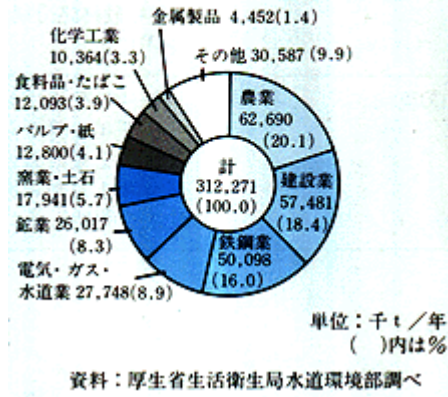
産業廃棄物の種類別排出量

産業廃棄物の種類別排出量 (昭和60年度)



産業廃棄物の業種別排出量

産業廃棄物の業種別排出量  
(昭和60年度)



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 31 廃棄物の広域処理

大都市圏における最終処分場の確保難に対処するため、複数の地方公共団体が共同で最終処分場を海面に整備する計画(フェニックス計画)が進められている。

	近畿圏	首都圏(基本構想)
①事業主体	「大阪湾広域臨海環境整備センター」(昭和57年3月設立)	「東京湾広域臨海環境整備センター」 (仮称)(未設立)
②廃棄物の広域処理の概要		
●海面処分場の規模	泉大津沖203ha, 尼崎沖113ha	全体で500～600ha
●対象区域	149市町村 (次頁図の6府県)	約100市町村 (東京都, 神奈川県, 千葉県及び埼玉県のうち東京都心からおおむね40kmの範囲内の地域)
●埋立廃棄物量	泉大津沖3,000万 <sup>m</sup> , 尼崎沖1,500万 <sup>m</sup>	約1億1,000万 <sup>m</sup>
●廃棄物受入期間	おおむね平成元年度から約6か年	おおむね平成8年度から約10年間
●建設工事費	約1,420億円 (うち最終処分場関係570億円)	約2,800億円 (うち最終処分場関係800億円)
③現 状	尼崎沖処分場においては平成2年1月から, 泉大津沖処分場においては平成4年1月から廃棄物の受入を開始している。	国が昭和62年4月に作成した基本構想をもとにその具体化に向けて検討されている。

大阪湾フェニックス計画における受入れ対象区域



大阪湾フェニックス計画における受入対象区域  
(2府4県の149市町村)



搬入施設の位置及び規模

搬入施設の位置及び規模

搬入施設名	規 模		図面番号
	取扱可能廃棄量(t/日)		
加古川基地	1,700		①
神戸基地	6,700		②
尼崎基地	12,000		③
大阪基地	12,000		④
堺基地	9,900		⑤
泉大津基地	5,000		⑥
和歌山基地	2,100		⑦
津名基地	110		⑧

(注) 受入対象区域から排出される廃棄物を搬入施設で受け入れ、輸送船等により埋立地まで輸送する。

埋立場所名	図面番号
泉大津沖埋立処分場	②
尼崎沖埋立処分場	③



---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### IV 生活環境

#### 32 廃棄物の分類と再生利用

---

##### [資源化・再生利用推進の意義]

- 最終処分場の延命化
- 省資源・省エネルギー
- 廃棄物処理に対する国民の理解・協力を深める

##### [廃棄物再生利用総合施設整備事業]

ごみの資源化・再生利用を一層推進するため、住民の参加・協力が得られ、また、再生等の事業にシルバー(高齢者)の人材活用を図るなど、地域の実情に応じて次のような廃棄物再生利用総合施設整備事業を実施している。

##### 1) 廃棄物資源化関連事業(施設整備)

- 不燃物処理・資源化施設……鉄・アルミ等の金属、ガラスカレット、生ビン等の回収。
- 可燃物処理・資源化施設……廃材や紙類の可燃物の固形燃料化。

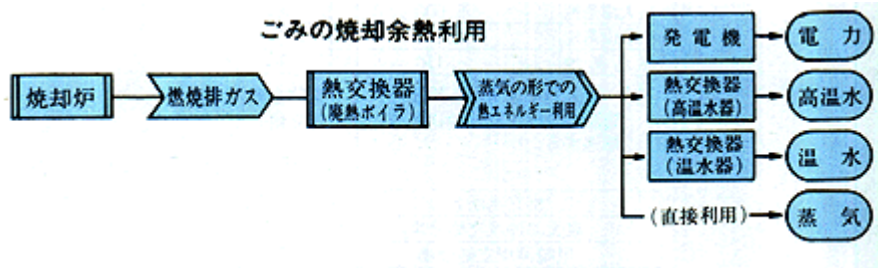
##### 2) 不用品の補修、再生品の展示のための事業

中古品、不用品の再生、再生品の展示、流通・収納、市民自らによる補修・再生など諸事業に関するもの。

##### [ごみ焼却余熱利用]

ごみ焼却施設からの余熱を有効に利用する形態としては、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、老人福祉施設等の社会福祉施設への温水・熱供給、地域暖房への供給等がある。

#### ごみの焼却余熱利用



[廃棄物の分類]

### 廃棄物の分類

